

福井市 景観届出 FAQ

1 届出全般

① チェックリストの「ゾーン名称」、「景観形成のテーマ」とは何ですか。

A. 福井市を景観特性に基づき7つのゾーンに分け、それぞれに景観形成のテーマと景観形成の基本方針を定めています。行為地が該当するゾーンと景観形成のテーマをご記入いただき、景観形成の基本方針についてご理解いただいたうえで届出書に添付しご提出ください。



ゾーン名称	景観形成テーマ
① 市街地景観形成ゾーン	自然と歴史が共生する都市景観の形成
② 田園景観形成ゾーン(市街地東部エリア)	文化が薫るコシヒカリの里景観の形成
③ 田園景観形成ゾーン(市街地西部エリア)	潤いのあるふるさと田園景観の形成
④ 田園景観形成ゾーン(市街地北西部エリア)	水と緑と花が輝く田園景観の形成
⑤ 山並み景観形成ゾーン(美山エリア)	ぬくもりあふれる杉の里景観の形成
⑥ 山並み景観形成ゾーン(国見岳エリア)	日本海と大地を見下ろすパノラマ景観の形成

② いつまでに届出すればよいですか。

A. 行為に着手する 30 日前までに届出をしてください。
工場等での広告物の作成は行為の着手に該当しますので、ご注意ください。

2 広告物

① 届出対象となる屋外広告物の高さの定義を教えてください。

A. 地上広告は地上高、建築物を利用して表示する広告物は広告物そのものの縦の長さとなります。

② 地上広告について、広告板面ではなく躯体部分の色については届出が必要ですか。

A. 届出は不要ですが、状況によっては改善をお願いする場合があります。

③ 屋上利用広告の見付面積は建築物の見付面積に含まれますか。

A. 含みません。

④ 同一敷地内での広告物の移動は届出は必要ですか。

A. 数mの移動であれば届出は不要ですが、同一敷地でも大幅な移動(奥から手前、信号機の近くへ、等)は届出が必要です。

⑤ 屋外広告物を黒塗りや白塗りにした場合、届出は必要ですか。

A. 届出は不要です。(黒塗り、白塗りの広告物の場合、表示面積として取り扱わない)

⑥ 広告塔の高さを7mから5mにする場合(意匠は変わらない)届出は必要ですか。

A. 届出は不要です。(除却と考える)

⑦ 一部除却は届出必要ですか。

A. 一部除却後も届出対象規模の屋外広告物が設置されている場合は届出が必要です。
一部除却した結果、届出対象規模の屋外広告物がない場合には届出は不要です。

⑧ 新たに屋外広告物が追加され、30㎡以上の対象規模となったが、届出が必要ですか。

A. 前回の屋外広告物が設置済であれば、今回追加した屋外広告物のみ届出対象となります。

3 建築物

① 石材、木材、土壁等の素材のマンセル値はどのように記載しますか。

A. 近似値で記載してください。無着色の素材を使用する場合は素材名や材質を明記してください。

② 色彩において、見付面積の1/10未満の範囲内での外観のアクセント色とは、各色において見付面積の1/10となればよいということですか。

A. アクセント色になりうる全ての色の合計面積が見付面積の1/10未満となるかを確認します。

③ 土地利用目的及び利用形態が一体となるケースとはどのような場合ですか。

A. 利用目的が同一（各棟で同種の製品を製造している等）かつ、建築物が渡り廊下でつながっている等同一の利用形態であることが外観上分かる場合です。

4 工作物

① 既存のアンテナに、元の高さを超えない範囲で一部付け足す行為は増築にあたりますか。

A. 変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超えなければ、届出は不要です。

② 工作物を撤去する行為（一部の工作物は残る）は届出が必要ですか。

A. 届出は不要です。

○福井市景観計画区域について

① 届出の対象となる行為に「橋りょう、横断歩道～延長が30mを超え、又は高さが5mを超えるもの」とありますが、高さ5mはどこからの高さですか。

A. 地盤面からの高さです。

○特定景観計画区域について

① 建物の屋上に携帯アンテナを設置する際、区域の範囲を示す「道路端から5m」というのは、アンテナの設置位置、もしくは建物そのものの位置、どちらで判断しますか。

A. アンテナの位置ではなく、建物の一部が道路端から5mにかかっているだけであれば届出が必要です。

② 工作物の増築の際に届出の対象となる「高さ 1.5mを超えるもの」とはどのようなものですか。

A. 当該増築部分の高さが 1.5m を超えるものです。

③ 都心部ゾーンと福井城址周辺ゾーンにまたがる建築物の屋上に工作物を設置する場合、どちらのゾーンとして届出すればよいですか。

A. 都心部ゾーンと福井城址ゾーンがまたがる場合は都心部ゾーンの基準が適用されることとなっています。工作物も建築物に附帯するものですので、建築物がゾーンをまたがっている場合は都心部ゾーンの基準を適用します。